

令和5年第3回 蕨市国民健康保険運営協議会会議録

■日 時 令和5年10月 5日（木） 午後2時00分～午後3時00分

■場 所 市役所4階 大会議室

■出席者（敬称略）

委 員 植田富美子（会長）、田村明人（副会長）、山脇紀子、加山千恵子、先崎隆、佐原勝治、本吉義博

頼高英雄市長

事務局 小柴正樹（市民生活部長）、藤野聡雄（納税推進室長）、
大山麻美子（医療保険課長）、藤田哲平（医療保険課係長）、
田中緑（医療保険課係長）、棚井貴子（医療保険課主査）、
花見至（医療保険課主事）

■次 第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 市長挨拶
4. 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて（諮問）
5. 審議事項
 - （1）議案第1号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて
 - （2）その他
6. 閉会

■内 容

【1. 開会】

【2. 会長挨拶】

10月に入ったら非常に秋らしい景色となり、この新庁舎で会議ができるというのは非常に国保の先行きがいいという風を感じている。国保税の見直しということで今日よりその議論をしていくことであるが、令和8年度までには赤字を無くすように県より言われている中、一般会計からの繰入金令和4年度は予想より少なかったということで非常にいい傾向かと思う。

本日は事務局の方から色々な例や、県内の状況などの話があると思うが、忌憚のないご意見をいただきながら審議を進めたいと思うので、よろしく願い申し上げます。

【3. 市長挨拶】

国保運営協議会委員の皆様には日頃から国保の円滑な運営にご尽力いただき、また多忙のところ出席していただき、感謝申し上げます。

植田会長のお話にもあった通り、この新庁舎、令和2年の秋より建て替え事業を進めてきたところではあるが、災害対応の拠点ということについては、免震構造となっていることや、水害の影響を受けない屋上に非常用の発電機を設けている。また、市民対応についても、旧庁舎ではプライバシーを守りながらの相談業務ができる環境が少なかったが、新庁舎では各階に多くの相談室を設けた他、子ども家庭センターを設置し、子どもと一緒に相談できるような場所もあり、カフェスペースも整備されており、災害対応、市民サービスの拠点としてしっかり活用しつつ蕨の発展に向けて努力していきたいと考えている。

本日の協議会であるが、保険税の見直しについて諮問させていただき、ご協議いただきたいと考えている。国保は国民皆保険制度を支える要として、市民の健康を守る大事な制度である一方、社会保険等と比べると収入に対する保険税の負担が比較的重いということもあり、蕨では保険税を抑える努力を長年続けてきたところである。しかしながら、埼玉県の運営方針により明確に保険税水準の統一ということが示され、一定の見直しが避けられないということから、令和2年度、4年度と2回にわたり段階的な見直しをさせていただいたところである。加えて、収納率の向上や保健事業の拡充ということで取り組んでいるところではあるが、引き続き段階的な見直しということで今回諮問させていただく。

コロナが5類感染症移行になり、この夏もコロナ流行前の状況に戻りつつあるが、健康づくりの一大イベントである健康まつりについても、今年は4年ぶりに開催することになり、11月の開催に向けて進めているところである。糖尿病性腎症の重症化予防事業についても、事業の元となるデータヘルス計画の第2次計画及び、蕨の健康づくりの大元の健康アップ計画も来年度からの第3次の計画策定に向けて進めているところである。国民健康保険制度については、やはり持続可能な安定的な運用ということが必要であり、その運営に努めていく。

税率見直しという大きな課題ではあるが、慎重にご協議をいただきたいと考えているのでよろしくお願い申し上げます。

【4. 諮問】

市長より、会長に対して国民健康保険税の税率の見直しについて諮問がされた。

【5. 審議事項】

(1) 議案第1号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて

上記のことについて、事務局から説明した。

(議案第1号資料 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて(非公開) 参照)

議案第1号 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについては、次のとおり質疑応答を行い、継続審議となった。

委員： 確認となってしまいが、応能割というのは所得割のことか。

事務局： 所得・資産に応じた税額が応能割となる。応能割に対し、1人ずつに課税する均等割、世帯ごとに課税する平等割の2つと合わせたものが応益割となる。所得が無い方にかかるものは定額で決まった応益割のみとなる。

委員： 口座振替の原則化ということで、蕨の口座振替は何%か。

事務局： 令和5年6月末現在の令和4年度分の数値となるが、25.07%となっている。

委員： 前回の税率改正については何%の引き上げであったか。

事務局： 令和4年度の税率改正時では1人当たり13%の引き上げを実施した。

委員： 県の会議にて、保険税の減免の方法が変更されると聞いたが、蕨市ではどうか。

事務局： 現状、市町村の条例に基づき保険税の減免を実施しているが、令和9年度の保険税水準の統一に向けて、減免も県単位で統一した基準を定めて実施するという話が出ている。

委員： 蕨市独自の減免はできなくなるということか。

事務局： 県の統一減免基準に沿った内容であれば、減免した金額は交付金にて全額補填されるが、市独自の減免となると全額市の持ち出しでの実施となる。

委員： 県の減免だと災害などの緊急な要件でしか認められなくなるということか。

事務局： 生活保護の受給や、災害によるものなどは減免要件をはっきり定めるという方向になっている。

委員： 蕨市独自の減免についてはどうか。

事務局： これから検討していくことになる。

委員： 前回の改定時、令和8年度、令和9年度の1人あたりの必要保険税額に対し、改定後の蕨市の不足率がマイナスとなっていたが、今回はマイナスとなっていない。これはどう読み取ったらいいか。

事務局： 一人当たり保険税額の予測見込を今年度精査したところ、コロナで令和2年度に一度医療費が落ち込んでいたが、その後、受診抑制の反動で医療費が非常に伸びており、それに伴い、県より示される一人当たりの保険税額が大きく伸びているため、結果不足率が拡大したということである。

委員： 蕨市は現状4方式であるが、これはどうか。

事務局： 他の自治体も含め段階的に資産割、平等割は廃止という方向で動いており、蕨市も同様である。

委員： スマホ決済の普及はどれほどか。

事務局： 令和3年度よりPaypayなどで支払いができるようになったが、年々増加

している。特に、国民健康保険税は他の税目よりも増えている。

(2) その他について

・第2期データヘルス計画策定スケジュール（案）について

上記のことについて、事務局から説明した。

（資料1 第2期データヘルス計画策定スケジュール（案）（非公開） 参照）

上記のことについて事務局から説明し、その後、次のとおり質疑応答を行った。

委員： データヘルス計画第1期の計画期間はいつか。

事務局： 6年間の計画となっており、平成30年度～令和5年度までが第1期の期間となっており、第2期は令和6年度より6年間の計画となる。

【6. 閉会】

本日の議題については全て終了した。以上をもって、本日の「蕨市国民健康保険運営協議会」を閉会する。大変お疲れ様でした。

以上